

## 元気なうちに自分の終末医療について 考えてみませんか

弁護士  
小寺 正史



胃瘻等の延命治療を受けたくないとの相談を受けることがあります。その場合には、「尊厳死宣言」という文書の作成を提案しています。この文書は、治療しても回復する見込みがない状態の折に、胃瘻等の医療行為を拒否し、緩和治療のみを希望するものです。

なお、胃瘻を巡っては、忘れられない出来事がいくつかありますので、その一つを参考までにご紹介します。

Aさんは認知症で施設に入院し、キーパーソンは甥のB氏でした。症状が悪化して胃瘻が必要な状態となり、医師はB氏に胃瘻について判断を求めました。B氏は、Aさんから何も聞いていなかったのが悩みましたが、ある親族から「Aさんを殺す気か」と言われ、胃瘻を選択しました。その後、B氏は、施設に見舞いに行く度に、ベッドで一人で横たわり何の反応もしないAさんを見るにつけ、「叔母は胃瘻を望んでいたのだろうか」、「このような状態で生きることを望んで

いなかったのではないか」、「自分は叔母を苦しめているのではないだろうか」と深く悩みました。B氏から悩みを伺い、私は終末治療の難しさを痛感したものです。

回復が困難な病状と医師から伝えられても、それはその時の医療水準を前提にしたものであり、将来において治療が可能になるかもしれません。また、意思の疎通ができなくても、意識が無いとは限りません。したがって、このように医師から伝えられた場合、痛みを和らげる緩和治療のみを選択するか、できる限りの医療を選択するかは大変難しい問題です。

このように、家族は医師から胃瘻等の終末医療の相談を受けた時に大変悩みます。家族間で対立する場合があります。そのようなことがないように、自分のお考えを家族に伝え、できれば書面を家族に残すとはとても大事なことだと思います。

## 令和6年から、明示する 「労働条件」の項目が増えます。

社会保険労務士  
定蛇 萌



使用者が労働者を雇い入れる際には、労働時間、賃金等の労働条件を書面で明示することが法令で定められています。また、明示する事項も決まっています。労働基準法等の改正により、令和6年4月1日以降、明示する事項が増えます。①就業場所・業務内容変更の範囲②有期契約について更新上限の有無③無期転換申込権が発生する場合にはその事実と転換後の労働条件の3点です。

このうち、無期転換申込権とは、同じ使用者との間で定期契約が通算5年を超えるときには、労働者が次回の契約からは期間の定めのない契約に転換するよう申込みできる権利です。なお、申込みがあった場合に使用者は断ることはできません。この申込権があることを使用者が労働者に対して積極的にお知らせする義務は今までありませんでしたが、改正後は無期転換権を有する労働者に対しては、契約更新ごと

に、その権利があることと、無期転換後の労働条件を明示する必要があります。なお、転換後は直ちに正社員になるという誤解があるようですが、決してそうではありません。従前、有期契約であったものが、期間の定めのない無期契約になるというだけです。

それでは、無期転換された社員について適用される契約期間以外の労働条件は転換前のままなのか、もしくは変更があるのか。社内での取り決めはどうなっていますか。特に、定年は有期契約のときには定めがないものですので、事前に定めておかないとトラブルになる可能性があります。

法改正に向けて、自社で運用している労働条件通知書もしくは雇用契約書の見直しと、無期転換権の申込みがあっても慌てないように、無期転換ルールと社内での対応を確認しておきましょう。